

「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金」制度のご案内

前橋市都市計画部都市計画課

市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地を生かした景観形成を図り、落ち着きと魅力ある街並み景観の創出を確保するために、広瀬川河畔景観形成重点地区内において行う、良好な景観形成に寄与する整備に要する経費の一部を助成します。



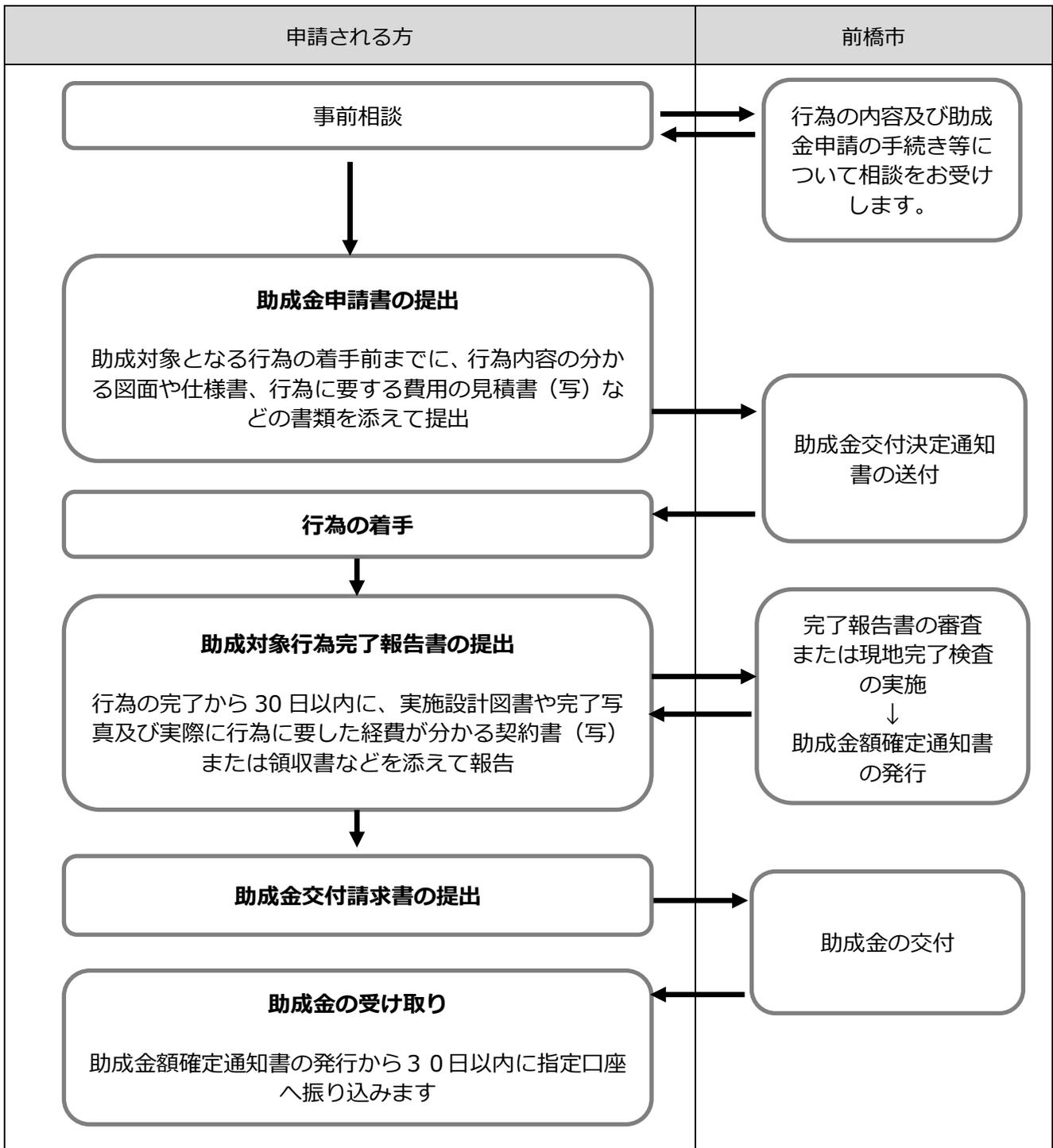
◀ 助成の対象となる整備行為と助成額 ▶

以下の対象行為の整備にかかる経費の 1/2 以内で、各上限額の範囲内の額を助成します。なお、一敷地あたりの各助成金合計の限度額は 250 万円までです。(テナントビル等で複数の事業者が入居する建物のある敷地においては、一事業者あたり 100 万円まで)

対象行為		上限額
① 建築物の外観の修景	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）を当該部分の 1/2 以上使用するもの	100 万円
	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分で、当該壁面の 1/2 以上を緑化するもの	
② ショーウィンドウ、格子状シャッターの設置（※）	夜間に灯りの漏れるデザインのもので、夜 10 時まで点灯するもの（光源の点滅は不可）	50 万円
③ 屋外建築設備の隠ぺい等（※） （屋外設備機器・ゴミ集積所、サービスヤード）	目隠し壁等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	20 万円
	隠ぺいを目的とした樹木を植栽するもの	
④ 門、かき、柵、塀、擁壁の修景（※）	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	80 万円
	生垣とするもの	
⑤ 立体（機械式）駐車場、立体（機械式）駐輪場、平面駐車場、資材置き場の隠ぺい等（※）	目隠し壁等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	80 万円
	隠ぺいを目的とした樹木を植栽するもの	
⑥ 平面駐車場の路面の修景	地被植物または植生ブロック等による路面緑化を当該駐車場平面の 2/3 以上行うもの	50 万円
	路面の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ）またはそれに類似する風合いの素材を当該駐車場平面の 2/3 以上に使用するもの	
⑦ 屋外広告物の改修工事	本重点地区指定以前から設置されている屋外広告物で、重点地区指定後に既存不適格となる屋外広告物の改修または除却をおこなうもの	100 万円

※②、③、④、⑤の助成対象となる行為の範囲は、広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分に限ります。

◀ 助成金申請手続きの流れ ▶



※ 申請に必要な書式や添付する書類の詳細は、「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金交付要項」をご確認いただくか、下記までお問合せください。

【お問合せ】
 前橋市 都市計画部 都市計画課 景観係
 TEL : 027-898-6974
 FAX : 027-221-2361
 E-mail : toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp